

## **[事案 2019-304] 新契約無効請求**

・令和2年10月15日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人による誤説明を理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年から平成25年にかけて契約した3件の養老保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は募集時、利益が大きいことだけを強調して説明したが、実際には、保険料支払額が自分の認識以上に高く、満期保険金が総払込保険料より著しく低い契約だった。
- (2)説明に使った資料は、募集人が持ち帰り、じっくり内容を見る機会を与えず手続きをするように誘導された。

### **<保険会社の主張>**

募集人は設計書等の資料を使って適切に説明したため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による誤説明があったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。